

第2編 河 川 編

第2編 河川編 第1章 築堤・護岸

第1節 適 用

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、護岸基礎工、矢板護岸工、法覆護岸工、擁壁護岸工、根固め工、水制工、付帯道路工、付帯道路施設工、光ケーブル配管工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工は、「第1編 第4章 第3節 河川土工」、「第3編 第2章 第11節 軽量盛土工」の規定によるものとする。
3. 地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、「第1編 第3章 第7節 地盤改良工」、「第9節 構造物撤去工」、「第10節 仮設工」の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、「第1編 共通編」の規定によるものとする。
5. 受注者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
6. 受注者は、河川工事の仮締切、瀬がえ等において、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるように施工をしなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合又は、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

建設省 仮締切堤設置基準（案）

第3節 護 岸 基 礎 工

1-3-1 一 般 事 項

本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

1-3-3 基礎工

基礎工の施工については、「第1編 第3章 3-4-3 基礎工」の規定によるものとする。

1-3-4 矢 板 工

矢板工の施工については、「第1編 第3章 3-3-4 矢板工」の規定によるものとする。

1-3-5 土 台 工

土台工の施工については、「第1編 第3章 3-4-2 土台工」の規定によるものとする。

第4節 矢板護岸工

1-4-1 一般事項

本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

1-4-3 笠コンクリート工

1. 笠コンクリートの施工については、「第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート」の規定によるものとする。
2. プレキャスト笠コンクリートの施工については、「第1編 第3章 3-5-3 コンクリートブロック工」の規定によるものとする。
3. 受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬にあたっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。
4. プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

1-4-4 矢板工

矢板工の施工については、「第1編 第3章 3-3-4 矢板工」の規定によるものとする。

第5節 法覆護岸工

1-5-1 一般事項

1. 本節は、法覆護岸工としてコンクリートブロック工、護岸付属物工、縁化ブロック工、環境護岸ブロック工、石張り・石積み工、法枠工、多自然型護岸工、吹付工、植生工、覆土工、羽口工その他これらに類する工種について定めるものとする。
 2. 受注者は、法覆護岸工のコンクリート施工に際して、水中打込みを行ってはならない。
 3. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、目地の施工位置は設計図書のとおりに行われなければならない。
 4. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。
 5. 受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。
- また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。

1-5-2 材 料

1. 遮水シートは、止水材と被覆材からなり、(1)又は(2)のいずれかの仕様によるものとする。
 - (1) 遮水シートAは、以下の仕様によるものとする。
 - 1) 止水材の材質は、4)の材質のシボ（標準菱形）付きとし、厚さ1mmとする。
 - 2) 被覆材の材質は、補強布付繊維性フェルトとし、厚さ10mmとする。
 - 3) 止水材の重ね幅は、15cm以上とし、端部の取付部は、20cm以上とする。
 - 4) 止水材の品質規格は表1-1、2によるものとする。

表1-1 （純ポリ塩化ビニール：厚さ1mm、色：透明）

試験項目		内 容	単 位	規格値	試験方法
比 重				1.25 以下	JIS K 6773
硬 さ			kgf/cm ²	80±5	JIS K 6773
引張強さ			N/mm ²	11.8 以上	JIS K 6773
伸 び			%	290 以上	JIS K 6773
老 化 性		質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773
耐 薬 品 性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773
		質 量 変 化 率	%	±3	JIS K 6773
	食 塩 水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773

	質量 変化率	%	±1	JIS K 6773
柔軟性		℃	−30° 以下	JIS K 6773
引裂強さ		N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252

表 1-2 (エチレン酢酸ビニール：厚さ 1mm、色：透明)

試験項目		内 容	単 位	規格値	試験方法
比 重				1.0 以下	JIS K 6773
硬 さ			kgf/cm ²	93±5	JIS K 6773
引張強さ			N/mm ²	15.6 以上	JIS K 6773
伸 び			%	400 以上	JIS K 6773
老 化 性		質 量 変 化 率	%	±7	JIS K 6773
耐 薬 品 性	アルカリ	引張強さ変化率	%	±15	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±15	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±3	JIS K 6773
	食 塩 水	引張強さ変化率	%	±7	JIS K 6773
		伸び 変化率	%	±7	JIS K 6773
		質量 変化率	%	±1	JIS K 6773
柔 軟 性			℃	－30° 以下	JIS K 6773
引裂強さ			N/m (kgf/cm)	58800 以上 (60 以上)	JIS K 6252

5) 被覆材の品質規格は表 1-3 によるものとする。

表 1-3 (補強布付き繊維性フェルト：厚さ 10mm)

試験項目	内 容	単 位	規格値	試験方法
密 度		g/cm ²	0.13 以上	JIS L 3204
圧 縮 率		%	15 以下	JIS L 3204
引張強さ		N/mm ² (kgf/cm ²)	1.47 以上 (15 以上)	JIS L 3204
伸 び 率		%	50 以上	JIS L 3204
耐薬品性	不溶解分	%	95 以上	JIS L 3204

(2) 遮水シートBは、以下の仕様によるものとする。

1) 止水材は、十分な止水性を有するものとする。

(ただし、規格値はシート幅 2.0mを基準としており、2.0mを下回る場合は、そのシート幅に相当する漏水量を設定すること。)

2) 止水材は、施工時及び施工後とも十分な強度と法面の変状に追従する屈撓性を有するものとする。

3) 止水材は、堤防等の法面に対して、施工時及び施工後とも十分な滑り抵抗を有するものとする。

4) 受注者は止水材の使用に際し、十分な耐久性を有するものとし、耐久性に係わる試験結果を監督員に提出するものとする。

5) 上記 1・3)は、公的試験機関の試験結果を添付するものとする。

6) 止水材の品質規格は、表1-4によるものとする。

表1-4 止水材の品質規格

項 目	規 格 値	試 験 方 法
止 水 材 の 性 能	25 (ml/sec)/(1.8m ²) 以下	建設省土木研究資料 第3103号の小型浸透試験による
引張り強さ	11.8N/mm ² 以上 (1200kgf/cm 以上)	日本工業規格 (JIS) で規定されて いる各材料ごとの試験方法による。
摩擦係数	0.8 以上	平成4年度建設省告示第1324号に基づ く摩擦試験方法による。

7) 被覆材の品質規格は、1.(1)5)表1-3によるものとする。

(3) 品質管理

- 1) 止水シートとコンクリートとの接着には、ニトリルゴム系接着剤等で接着力に優れ、かつ耐薬品性、耐水性、耐寒性等に優れたものを使用するものとする。
- 2) 受注者は、止水シート及び補強マットの各々の製品に対しては、次の要件を整えた品質証明書を監督員に提出するものとする。
 - ① 製品には、止水シート、補強マットの各々に製造年月日及び製造工場が明示されていること。(番号整理でもよい)
 - ② 品質証明書は、納入製品に該当する品質試験成績表であること。
 - ③ 品質成績表は、通常の生産過程において3日に1回の割合で行った品質試験成績表であること。
 - ④ 製品には、別に「公的試験機関による品質試験成績表」を添付するものとする。
 - ⑤ 「公的試験機関による品質試験成績表」は、製品の生産過程において 20,000m² に1回の割合で行ったもののうち、納入製品に該当するものとする。

1-5-3 コンクリートブロック工

コンクリートブロック工の施工については、「第1編 第3章 3-5-3 コンクリートブロック工」の規定によるものとする。

1-5-4 護岸付属物工

1. 横帯コンクリート、小口止、縦帯コンクリート、巻止コンクリート、平張コンクリートの施工については、「第1編 第5章 無筋鉄筋コンクリート」の規程によるものとする。
2. 小口止矢板の施工については、「第1編 第3章 3-3-4 矢板工」の規定によるものとする。
3. プレキャスト横帯コンクリート、プレキャスト小口止、プレキャスト縦帯コンクリート、プレキャスト巻止コンクリートの施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
4. 受注者は、護岸工事の施工において河床表示板等の設置を行うものとする。設置する河床表示板等の構造・形式は監督員の指示によるものとする。

1-5-5 緑化ブロック工

緑化ブロック工の施工については、「第1編 第3章 3-5-4 緑化ブロック工」の規定によるものとする。

1-5-6 環境護岸ブロック工

環境護岸ブロック工の施工については「第1編 第3章 3-5-3 コンクリートブロック工」の規定によるものとする。

1-5-7 石積（張）工

石積（張）工の施工については、「第1編 第3章 3-5-5 石積（張）工」の規定によるものとする。

1-5-8 法 枠 工

法枠工の施工については「第1編 第3章 3-3-5 法枠工」の規定によるものとする。

1-5-9 多自然型護岸工

1. 受注者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然景観に考慮して計画、設計された多自然型河川工法による施工については、工法の趣旨をふまえ施工しなければならない。
2. 受注者は、木杭の施工にあたり、木杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮をはいだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。
3. 受注者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の 1.5 倍程度としなければならない。
4. 巨石張り（積み）、巨石据付及び雑割石張りの施工については、「第1編 第3章 3-5-5 石積（張）工」の規定によるものとする。
5. 受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。
6. 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが 30 cm の場合は 5 cm～15 cm、かごマットの厚さが 50 cm の場合は、15 cm～20 cm の大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用しなければならない。
7. 受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、ます形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。
8. 受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、ます内に均一に敷きならべた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。
9. 受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰めぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。

1-5-10 吹 付 工

吹付工の施工については、「第1編 第3章 3-3-6 吹付工」の規定によるものとする。

1-5-11 植 生 工

植生工の施工については、「第1編 第3章 3-3-7 植生工」の規定によるものとする。

1-5-12 覆 土 工

覆土工の施工については、「第1編 第4章 第 河川土工」の規定によるものとする。

1-5-13 羽 口 工

1. 受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15 cm～25 cm のもので、じゃかごの網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用しなければならない。
2. 受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁

平にならないようにしなければならない。

3. 受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえのうえ、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。
4. 受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所（骨線胴輪）でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。
5. 受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。
6. 受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが 30 cm の場合は 5 cm～15 cm、ふとんかごの厚さが 50 cm の場合は、15 cm～20 cm の大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用しなければならない。
7. 受注者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。
8. 受注者は、ふとんかご、かご枠の施工については、前各項により施工しなければならない。

第6節 擁壁護岸工

1-6-1 一般事項

本節は、擁壁護岸工として作業土工、コンクリート擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

1-6-3 場所打擁壁工

コンクリート擁壁工の施工については、「第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート」の規定によるものとする。

1-6-4 プレキャスト擁壁工

1. 受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着をはかり、接合面が食い違わないように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。

第7節 根固め工

1-7-1 一般事項

1. 本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、根固め工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。

1-7-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

1-7-3 根固めブロック工

1. 受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。
2. 受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
3. 受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。

4. 受注者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。
5. 受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。
6. 受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。

1-7-4 間 詰 工

1. 間詰コンクリートの施工については、「第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート」の規定によるものとする。
2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

1-7-5 沈 床 工

1. 受注者は、粗朶沈床の施工について、連柴は梢を一方に向け径 15 cmを標準とし、緊結は長さおよそ 60 cm ごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線又は、しゅろなわ等にて結束し、この間 2 箇所を二子なわ等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約 15 cmを残すようにしなければならない。
2. 受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組み立てなければならない。
3. 受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立後、完全に結束しなければならない。
4. 受注者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。
5. 受注者は、沈石の施工について、沈床が均等に沈下するように投下し当日中に完了しなければならない。
6. 受注者は、粗朶沈床の施工について、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。
7. 受注者は、木工沈床の施工について、使用する方格材及び敷成木は、生松丸太としなければならない。
8. 受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。
9. 受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。
10. 受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを 12 cm以上とし、下流方向に曲げなければならない。
11. 受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするように充てんしなければならない。
12. 受注者は、木工沈床を水制の根固めに使用する場合、幹部水制の方格材組立てにあたっては、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。
13. 受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条 7 項～11 項の規定により施工しなければならない。
14. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

1-7-6 捨 石 工

1. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。
2. 受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、施工箇所における河川汚濁防止につとめなければならない。
4. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水士又は測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。
5. 受注者は、捨石基礎の施工にあたっては、大小の石で噛み合わせ良く、均し面にゆりみがないよう施工しなければならない。

6. 受注者は、遺方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。

1-7-7 かご工

かご工の施工については、「第2編 第1章 1-5-13 羽口工」の規定によるものとする。

第8節 水制工

1-8-1 一般事項

1. 本節は、水制工として作業土工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・粹工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、水制工の施工について、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。
3. 受注者は、水制工の施工にあたっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。なお、設計図書において、設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

1-8-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

1-8-3 沈床工

沈床工の施工については、「第2編 第1章 1-7-5 沈床工」の規定によるものとする。

1-8-4 捨石工

捨石工の施工については、「第2編 第1章 1-7-6 捨石工」の規定によるものとする。

1-8-5 かご工

かご工の施工については、「第2編 第1章 1-5-13 羽口工」の規定によるものとする。

1-8-6 元付工

元付工の施工については、「第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート」の規定によるものとする。

1-8-7 牛・粹工

1. 受注者は、牛・粹工の施工については、重なりかご及び尻押しかごの鉄線じゃかごの施工を当日中に完了しなければならない。
2. 受注者は、川倉、聖牛、合掌わくの施工を前項により施工しなければならない。

1-8-8 杭出し水制工

1. 受注者は、杭出し水制の施工について、縦横貫は設計図書に示す方向とし、取付け箇所はボルトにて緊結し、取付け終了後、ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
2. 受注者は、杭出し水制の施工について、沈床、じゃかご等の下ばきとする場合には、下ばき部分を先に施工しなければならない。

第9節 付帯道路工

1-9-1 一般事項

本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水桝工、縁石工、小型標識工、区画線工、境界工、道路付属物工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-9-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

1-9-3 路側防護柵工

路側防護柵工の施工については、「第1編 第3章 3-3-11 路側防護柵工」の規定によるものとする。

1-9-4 舗装準備工

舗装準備工の施工については、「第1編 第3章 3-6-4 舗装準備工」の規定によるものとする。

1-9-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、「第1編 第3章 3-6-5 アスファルト舗装工」の規定によるものとする。

1-9-6 コンクリート舗装工

コンクリート舗装工の施工については、「第1編 第3章 3-6-6 コンクリート舗装工」の規定によるものとする。

1-9-7 薄層カラー舗装工

薄層カラー舗装工の施工については、「第1編 第3章 3-6-7 薄層カラー舗装工」の規定によるものとする。

1-9-8 ブロック舗装工

ブロック舗装工の施工については、「第1編 第3章 3-6-5 アスファルト舗装工」の規定によるものとする。

1-9-9 側溝工

1. 受注者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は設計図書によるものとし、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。
2. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
3. 受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
4. 受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすり付けを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。
5. 受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。
6. 受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂又はクラッシュラン等を使用しなければならない。
7. 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。
8. 受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面およびカラーの周囲にはコンクリート又は固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。
9. 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。
10. 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については設計図書によるものとし、砂質土又は軟弱地盤の出現による上げ越しについては、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
11. 受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば

ば締直しを行わなければならない。

1-9-10 集水桝工

1. 受注者は、集水桝の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分を保護しなければならない。
2. 受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

1-9-11 縁石工

縁石工の施工については、「第1編 第3章 3-3-8 縁石工」の規定によるものとする。

1-9-12 区画線工

区画線工の施工については、「第1編 第3章 3-3-12 区画線工」の規定によるものとする。

第10節 付帯道路施設工

1-10-1 一般事項

本節は、付帯道路施設工として境界工、道路付属物工、標識工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-10-2 境界工

1. 受注者は、境界杭の設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、境界杭の埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、境界杭の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「八尾市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。

1-10-3 道路付属物工

道路付属物工の施工については、「第1編 第3章 3-3-13 道路付属物工」の規定によるものとする。

1-10-4 標識工

標識工の施工については、「第1編 第3章 3-3-9 小型標識工」の規定によるものとする。

第11節 光ケーブル配管工

1-11-1 一般事項

本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定めるものとする。

1-11-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

1-11-3 配管工

1. 受注者は、配管工に使用する材料について、監督員の承諾を得るものとする。また、多孔陶管を用いる場合には、ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。
2. 受注者は、単管の場合には、スペーサー等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。
3. 受注者は、多孔管の場合には、隣接する各ブロックに目違いが生じないよう、かつ、上下左右の接合が平滑になるよう施工しなければならない。

4. 受注者は、特殊部及び断面変化部等への管路材取付については、管路材相互の間隔を保ち、管路材の切口が同一垂直面になるよう取揃えて、管口及び管路材内部はケーブル引込み時にケーブルを傷つけないよう平滑に仕上げなければならない。
5. 受注者は、配管工の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後又は埋戻し後に、また露出、添架配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管又は孔について確認しなければならない。

1-11-4 ハンドホール工

1. 受注者は、ハンドホールの施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。

第2編 河川編 第2章 浚渫

第1節 適 用

本仕様書は、河川工事における浚渫工について適用するものとする。

第2節 施工の原則

1. 受注者は、本市請負契約書・設計書・及び下記に掲げる関係法令等を遵守し、本仕様書に基づいて誠心誠意工事の遂行に努力し、契約期間内に竣工しなければならない。

土木請負必携(大阪府土木部発行)・建設業法及びその関連法令
市街地土木工事公衆災害防止対策要綱・建設廃棄物の処理及び清掃に関する法律

2. 本仕様書及び設計図書に明記していない事項・疑義の点は全て監督員の指示に従わなければならない。
3. 本仕様書及び設計図書に明記していない事項といえども監督員が判断して施工上当然必要な仕事は、受注者の負担において施工しなければならない。

第3節 施工管理

1. 水路清掃
工事区間における水路敷(泥上揚も含む)について、ゴミ等の廃棄物・ヘドロ・雑草・藻等の除去を行なう。ただし、着手前に水利組合・町内会等で清掃を行なえば、速やかに監督員に連絡し、指示を仰ぐこと。
2. 浚渫工
工事区間における水路内の泥上げを行なう。この場合、施工前と施工後で川床高が判別できる様に写真撮影しておくこと。
3. 除草
工事区間における指示された場所について除草を行なう。刈った草の処分については、別紙設計書に従う。
4. 工事写真
撮影箇所は工事区間の起点と終点及び最低 20m に一箇所とし、全体が把握出来るよう工夫する。また、各個所の写真は施工前・施工中・施工後及び土砂積込状況とし、特に施工前と施工後の写真撮影には、監督員が随行すること。

第4節 建設発生土及び建設廃材の処分について

1. 建設廃棄物の処理については、建設リサイクル法等に従い、建設廃棄物処理の許可地及び再資源化施設を有する処分地を指定地とする。また、建設発生土の処理については、大阪府リサイクル行動計画に基づき、現場内利用及び工事間流用が出来ない場合に限り、全て再資源化施設を有する処分地を指定地とする。(指定条件が満足していれば、積算上の指定地以外であっても承諾する。)
2. 建設廃材(工事施工に伴って生じた廃棄物、その他これに類する不用物)の運搬処分については、下記関係法令を遵守し、受注者の責任において行わなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)・建設廃棄物処理指針
再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)・その他関係法令等
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)

3. 積算上の指定地については、建設廃棄物は大阪府の資料に、建設発生土は大阪府の資料及び本市調査に基づいている。受注業者の建設廃棄物及び建設発生土の処理計画が積算上の指定地以外であっても協議し、指定条件が満足していれば承諾する。ただし、その場合、原則として処理に係る投棄料及び運搬距離が当初設計と総合的に比較し、安価となれば実態にあわせて設計変更(減額)するが、増額となる場合は、変更を行わない。
4. 受注者は、残土又は建設廃材の処分後に、生活環境の保全及び公衆衛生上の問題が生じた場合、自らの責任において速やかに解決しなければならない。

5. 所定の処分地にて、残土を処分した際、必ず当該処分地の証明書を受領し、成果品として提出すること。
また残殻等を処分した際必ずマニフェストを使用し、成果品として提出すること。

第5節 建設発生土の仮置について

1. 仮置きについては原則として認めない。しかし、関係法令を遵守し、本工事の発生物が工期内に処分される事が、明確に確認できるならば、監督員と協議できるが、設計変更の対象となる。
2. 仮置場の確保については自社の管理地等にて行うこと。
3. 仮置場における管理は八尾市公害防止条例等の関係法令を遵守し、周辺住民に迷惑のかからないようにすること。
4. 仮置場の場所については、工事着手前までに監督員に報告すること。

第2編 河川編 第3章 樋門・樋管**第1節 適 用**

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、地盤改良工、樋門・樋管本体工、護床工、水路工、付属物設置工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工は、「第1編 第4章 河川土工」、「第3編 第2章 第11節 軽量盛土工」の規定によるものとする。
3. 地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、「第1編 第3章 仮設工」、「第9節 構造物撤去工」、「第10節 仮設工」の規定によるものとする。
4. 本章に特に定めのない事項については、「第1編 共通編」の規定によるものとする。
5. 受注者は、河川工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

建設省	仮締切堤設置基準（案）
建設省	河川砂防技術基準（案）
（財）国土開発技術研究センター	柔構造樋門設計の手引き
国土交通省	機械工事共通仕様書（案）
国土交通省	機械工事施工管理基準（案）

第3節 樋門・樋管本体工**3-3-1 一般事項**

1. 本節は、樋門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、樋門及び樋管の施工において、既設堤防の開削、仮締切、仮水路等の施工時期、順序及び構造については、設計図書によるものとする。
3. 受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれによりがたい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
4. 受注者は、樋門・樋管の施工において、設計図書で定められていない仮水路を設ける場合には、内水排除のための河積確保とその流出に耐える構造としなければならない。
5. 受注者は、均しコンクリートの打設終了後、均しコンクリート下面の土砂の流出を防止しなければならない。
6. 受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるものとするが、変位の大きな場合にはゴム製止水板としなければならない。なお、受注者は、樋管本体の継手に設ける止水板は修復可能なものを使用しなければならない。

3-3-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

1. 作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。
2. 受注者は、基礎下面の土質及び地盤改良工法等が設計図書と異なる場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、仮締切を設置した後の工事箇所は良好な排水状態に維持しなければならない。
4. 地盤改良の施工については、「第1編 第3章 第7節 地盤改良工」の規定によるものとする。

3-3-3 既製杭工

既製杭工の施工については、「第1編 第3章 3-4-4 既製杭工」の規定によるものとする。

3-3-4 場所打杭工

場所打杭工の施工については、「第1編 第3章 3-4-5 場所打杭工」の規定によるものとする。

3-3-5 矢板工

1. 矢板工の施工については、「第1編 第3章 3-3-4 矢板工」の規定によるものとする。
2. 受注者は、樋門及び樋管の施工において、矢板の継手を損傷しないよう施工しなければならない。
3. 可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接統部近辺の変位に追随する矢板をいうものとする。

3-3-6 函渠工

1. 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、基礎地盤の支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、基礎地盤支持力の確認を設計図書で定められている場合は、基礎地盤の支持力を確認し監督員に報告しなければならない。
3. 受注者は、函（管）渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、監督員に報告しなければならない。
4. 受注者は、ヒューム管の施工にあたり下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 受注者は、管渠工の施工にあたっては、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないように施工しなければならない。
 - (2) 受注者は、ソケット付の管を布設するときは、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。
 - (3) 受注者は、基礎工の上に通るべく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート又は固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。
 - (4) 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、交換えなければならない。
5. 受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。
 - (1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土又は砂とする。
 - (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとする。また、重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
 - (3) 受注者は、コルゲートパイプの布設条件（地盤条件・出来型等）については、設計図書によるものとし、予期しない沈下の恐れがあつて、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
6. 受注者は、鉄筋コンクリート（RC）及びプレストレストコンクリート（PC）構造の樋門及び樋管について下記の事項によらなければならない。
 - (1) 受注者は、弾性継手材を緊張材により圧縮することによって、函軸弾性構造とする場合には、緊張時における函体の自重による摩擦を軽減する措置を実施しなければならない。
 - (2) 受注者は、継手材にプレストレスを与えて弾性継手とする場合には、耐久性があり、弾性に富むゴム等の材料を用いなければならない。
 - (3) 受注者は、プレキャストブロック工法における函体ブロックの接合部を設計荷重作用時においてフルプレストレス状態に保持しなければならないものとし、端面をプレストレス力が良好に伝達できるように処理しなければならない。
 - (4) 受注者は、函軸緊張方式におけるアンボンド工法の緊張材が定着部の1.0m以上を付着により函体コンクリートと一体化するようにしなければならない。
 - (5) 受注者は、緊張材を1本ないし数本づつ組にして順々に緊張する場合には各緊張段階において、コンクリート函体及びプレストレインドゴム継手等の弾性継手材に有害な応力、変位が生じないようにしなければならない。
 - (6) 受注者は、摩擦減少層がプレストレス導入時の施工に大きな影響をおよぼすことから、使用材料、均しコンクリートの仕上げ等に注意しなければならない。

- (7) 受注者は、プレキャスト工法等で底版と均しコンクリートの間に空隙が残ることがさけられない場合には、セメントミルク等でグラウトしなければならない。
7. 受注者は、鋼管の布設について下記の事項によらなければならない。
- (1) 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、円形の函体断面を有し、継手がベローズタイプの鋼管を用いるものとし、管体の接合は溶接によらなければならない。
 - (2) 受注者は、現場溶接を施工する前に、溶接に伴う収縮、変形、拘束等が全体や細部の構造に与える影響について検討しなければならない。
 - (3) 受注者は、溶接部や溶接材料の汚れや乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備え付けなければならない。
 - (4) 受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態について注意をはらわなければならない。
 - (5) 受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点は、設計図書によらなければならない。
 - (6) 受注者は、下記の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。
 - ① 気温が5℃以下のとき。
 - ② 湿度が85%以上のとき。
 - ③ 塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
 - ④ 炎天下で鋼材表面の温度が高く、塗膜に泡が生ずるおそれのあるとき。
 - ⑤ 鋼材表面が湿気を帯びているとき。
 - ⑥ その他、監督員が不適当と認めたとき。
 - (7) 受注者は、塗装作業に先立ち、鋼材表面のさびや黒皮、ごみ、油類その他の付着物を除去しなければならない。
 - (8) 受注者は、さび落としを完了した鋼材及び部材が塗装前にさびを生じるおそれのある場合には、プライマー等を塗布しておかななければならない。
 - (9) 受注者は、現場塗装に先立ち、塗装面を清掃しなければならない。
 - (10) 受注者は、部材の運搬及び組立中に工場塗装がはがれた部分について、工場塗装と同じ塗装で補修しなければならない。
 - (11) 受注者は、下層の塗料が完全に乾いた後でなければ上層の塗装を行ってはならない。
8. 受注者は、ダクトイル鋳鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。
- (1) 受注者は、JIS G 5526（ダクトイル鋳鉄管 [FCD420]）及び JIS G 5527（ダクトイル鋳鉄異形管 [FCD420]）に適合したダクトイル鋳鉄管を用いなければならない。
 - (2) 受注者は、継手の構造については、設計図書に明示されたものを用いなければならない。
 - (3) 受注者は、継手接合前に受口表示マークの管種を確認し、設計図書と照合しなければならない。
 - (4) 受注者は、管の据付け前に管の内外に異物等がないことを確認した上で、メーカーの表示マーク中の中心部分を管頂にして据付けなければならない。
 - (5) 受注者は、継手接合に従事する配管工にダクトイル鋳鉄管の配管経験が豊富で、使用する管の材質や継手の特性、構造等を熟知したものを配置しなければならない。
 - (6) 受注者は、接合の結果をチェックシートに記録しなければならない。
 - (7) 受注者は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を除去後、塗料に適合した方法で鋳鉄管を塗装しなければならない。
 - (8) 受注者は、現場で切断した管の端面や、管の外面の塗膜に傷が付いた箇所について、さびやごみ等を落として清掃し、水分を除去してから合成樹脂系塗料で塗装しなければならない。
 - (9) 受注者は、塗装箇所が乾燥するまで現場で塗装した管を移動してはならない。

3-3-7 翼 壁 工

1. 翼壁工は、樋門及び樋管本体と分離させた構造とするものとする。
2. 受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で本体との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。
3. 受注者は、基礎の支持力が均等となり、かつ不陸を生じないように施工しなければならない。

3-3-8 水叩工

受注者は、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じても水密性が確保できるように施工しなければならない。

第4節 護床工**3-4-1 一般事項**

本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-4-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

3-4-3 根固めブロック工

根固めブロック工の施工については、「第2編 第1章 1-7-3 根固めブロック工」の規定によるものとする。

3-4-4 間詰工

1. 間詰コンクリートの施工については、「第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート」の規定によるものとする。
2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に施工しなければならない。

3-4-5 沈床工

沈床工の施工については、「第2編 第1章 1-7-5 沈床工」の規定によるものとする。

3-4-6 捨石工

捨石工の施工については、「第2編 第1章 1-7-6 捨石工」の規定によるものとする。

3-4-7 かご工

1. かご工の施工については、「第2編 第1章 1-5-13 羽口工」の規定によるものとする。
2. 受注者は、かごマットの中詰用ぐり石には、かごの厚さが30 cmの場合はおおむね5 cm～15 cmのもの、かごの厚さが50 cmの場合はおおむね15 cm～20 cmのもので、網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用しなければならない。

第5節 水路工**3-5-1 一般事項**

本節は、水路工として側溝工、集水桝工、作業土工、堤脚水路工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

3-5-3 側溝工

側溝工の施工については、「第2編 第1章 1-8-8 側溝工」の規定によるものとする。

3-5-4 集水桝工

集水桝工の施工については、「第2編 第1章 1-8-9 集水桝工」の規定によるものとする。

3-5-5 堤脚水路工

受注者は、堤脚水路を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

3-5-6 暗 渠 工

1. 暗渠工の施工については、「第2編 第3章 3-3-6 函渠工」の規定によるものとする。
2. 受注者は、地下排水のための暗渠の施工にあたっては、土質に応じた基礎の締固め後、透水管及び集水用のフィルター材を埋設しなければならない。透水管及び集水用のフィルター材の種類、規格については、設計図書によるものとする。
3. 受注者は、フィルター材の施工の際に、粘性土が混入しないようにしなければならない。

3-5-7 樋門接続暗渠工

樋門接続暗渠工の施工については、「第2編 第3章 3-3-6 函渠工」の規定によるものとする。

第6節 付属物設置工**3-6-1 一 般 事 項**

本節は、付属物設置工として作業土工、銘板工、点検施設工、グラウトホール工、階段工、防止柵工、境界工、観測施設工その他これらに類する工種について定めるものとする。

3-6-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

3-6-3 銘 板 工

受注者は、銘板及び表示板の設置にあたって、材質、大きさ、取付け場所、記載事項を設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3-6-4 点検施設工

受注者は、点検施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

3-6-5 グラウトホール工

受注者は、グラウトホールを設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

3-6-6 階 段 工

受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

3-6-7 防 止 柵 工

防止柵工の施工については、「第1編 第3章 3-3-10 防止柵工」の規定によるものとする。

3-6-8 境 界 工

1. 受注者は、境界杭（鉋）の設置位置については、監督員の確認を受けるものとし、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督員に報告しなければならない。
2. 受注者は、埋設箇所が岩盤等で、設計図書に示す深さまで掘削することが困難な場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。
3. 受注者は、杭（鉋）の設置にあたっては、設計図書に示す場合を除き、杭の中心点を用地境界線上に一致させ、文字「八尾市」が内側（官地側）になるようにしなければならない。
4. 受注者は、境界ブロックの施工においては、据付前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充てんしなければならない。
5. 受注者は、境界ブロックの目地間隙を10mm以下程度として施工しなければならない。

3-6-9 観測施設工

受注者は、観測施設を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

第2編 河川編 第4章 床止め・床固め**第1節 適 用**

1. 本章は、河川工事における河川土工、軽量盛土工、床止め工、床固め工、山留擁壁工、仮設工その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 河川土工、軽量盛土工、仮設工は、「第1編 第3章 河川土工」、「第3編 第2章 第11節 軽量盛土工」及び「第1編 第3章 仮設工」の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、「第1編 共通編」の規定によるものとする。
4. 受注者は、河川工事において、観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。

建設省 仮締切堤設置基準（案）

第3節 床止め工**4-3-1 一般事項**

1. 本節は、床止め工として、作業土工、既製杭工、矢板工、本体工、取付擁壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、床止め工の施工にあたっては、「仮締切堤設置基準（案）」及び各々の条・項の規定によらなければならない。
3. 受注者は、床止め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。
4. 受注者は、床止め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。
5. 受注者は、床止め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。
6. 受注者は、本体工又は、取付擁壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。
また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。

4-3-2 材 料

床止め工の材料については、「第2編 第1章 1-5-2 材料」の規定によるものとする。

4-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

4-3-4 既製杭工

既製杭工の施工については、「第1編 第3章 3-4-4 既製杭工」の規定によるものとする。

4-3-5 矢板工

矢板工の施工については、「第1編 第3章 3-3-4 矢板工」の規定によるものとする。

4-3-6 本体工

1. 受注者は、本体工の施工について、「第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート」の規定によらなければならない。また、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然環境に配慮して計画された多自然型河川工法による本体工の施工については、工法の主旨を踏まえ施工しなければならない。

2. 受注者は、本土工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。
3. 受注者は、植石張りの施工については、「第1編 第3章 3-5-5 石積（張）工」の規定によらなければならない。
4. 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。
5. 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
6. 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
7. 受注者は、間詰工の施工については、「第1編 第3章 3-5-5 石積（張）工」の規定によらなければならない。
8. 受注者は、吸出し防止材の敷設に際し、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。
9. 受注者はふとんかごの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように留意しなければならない。
10. 受注者はふとんかごの中詰用ぐり石については、15 cm～20 cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用しなければならない。

4-3-7 取付擁壁工

受注者は、取付擁壁の施工時期については、仮締切工の切替時期等を考慮した工程としなければならない。

4-3-8 水叩工

1. 受注者は、水叩工の施工について、設計図書に示す止水板及び伸縮材で床版との継手を施工し、構造上変位が生じて水密性が確保できるよう施工しなければならない。
2. 受注者は、水叩工の施工について、「第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート」の規定によらなければならない。
3. 受注者は、水叩工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。
4. 受注者は、巨石張りの施工については、「第1編 第3章 3-5-5 石積（張）工」の規定によらなければならない。
5. 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。
6. 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
7. 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
8. 受注者は、間詰工の施工については、「第1編 第3章 3-5-5 石積（張）工」の規定によらなければならない。
9. 受注者は、吸出し防止材の敷設に際して、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。

第4節 床固め工

4-4-1 一般事項

1. 本節は、床固め工として、作業土工、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、床固め工の施工にあたっては、「仮締切堤設置基準（案）」及び各々の条・項の規定によらなければならない。
3. 受注者は、床固め工の施工にあたって、仮締切を行う場合、確実な施工に努めるとともに、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。

4. 受注者は、床固め工の施工にあたって、自然浸透した水の排水及び地下水位を低下させるなどの排水工を行う場合、現場の土質条件、地下水位、工事環境などを調査し、条件の変化に対処しうるようにしなければならない。
5. 受注者は、床固め工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。
6. 受注者は、本土工及び側壁工の施工に際して、遮水シート及び止水シートを設置する場合は、施工面を平滑に仕上げてから布設しなければならない。
また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、剥離等のないように施工しなければならない。

4-4-2 材 料

床固め工の材料については「第2編 第1章 1-5-2 材料」の規定によるものとする。

4-4-3 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

4-4-4 本 堤 工

1. 受注者は、本堤工の施工について、「第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート」の規定によらなければならない。
2. 受注者は、本堤工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。
3. 受注者は、植石張りの施工については、「第1編 第3章 3-5-5 石積（張）工」の規定によらなければならない。
4. 受注者は、根固めブロックの施工にあたって、据付け箇所で直接製作するブロック以外は、製作後、現場確認できるよう記号を付さなければならない。
5. 受注者は、ブロックの運搬及び据付けにあたっては、設計強度を確認後、ブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。
6. 受注者は、ブロックの据付けにあたり、各々のブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。
7. 受注者は、間詰工の施工については、「第1編 第3章 3-5-5 石積（張）工」の規定によらなければならない。
8. 受注者は、吸出し防止材の敷設に際し、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。

4-4-5 垂直壁工

1. 受注者は、垂直壁工の施工について、「第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート」の規定によらなければならない。
2. 受注者は、植石張りの施工については、「第1編 第3章 3-5-5 石積（張）工」の規定によらなければならない。
3. 受注者は、垂直壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

4-4-6 側 壁 工

1. 受注者は、側壁工の施工について、「第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート」の規定によらなければならない。
2. 受注者は、植石張りの施工については、「第1編 第3章 3-5-5 石積（張）工」の規定によらなければならない。
3. 受注者は、側壁工の施工において水抜パイプの施工位置については、設計図書に従って施工しなければならない。
4. 受注者は、側壁工の施工に際して、裏込工を施工する場合、設計図書に示す厚さに栗石又は、砕石を敷均し、締め固めを行わなければならない。

5. 受注者は、側壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

4-4-7 水叩工

水叩工の施工については、「第2編 第5章 5-3-8 水叩工」の規定によるものとする。

第5節 山留擁壁工

4-5-1 一般事項

1. 本節は、山留擁壁工として、作業土工、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定めるものとする。
2. 受注者は、山留擁壁工の施工にあたって、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督員と協議し、これを処理しなければならない。

4-5-2 作業土工（床掘り・埋戻し）

作業土工の施工については、「第1編 第3章 3-3-3 作業土工」の規定によるものとする。

4-5-3 コンクリート擁壁工

1. 受注者は、コンクリート擁壁工の施工に先だって設計図書に示す厚さに砕石、割栗石、又は、クラッシャーランを敷設し、締め固めを行わなければならない。
2. コンクリート擁壁工の施工について、「第1編 第5章 無筋、鉄筋コンクリート」の規定によらなければならない。
3. 受注者は、コンクリート擁壁工の止水板の施工に際して、空隙を生じず、かつ、漏水をきたさないよう注意して施工しなければならない。

4-5-4 ブロック積擁壁工

ブロック積み擁壁工の施工については、「第1編 第3章 3-5-3 コンクリートブロック工」の規定によるものとする。

4-5-5 石積擁壁工

石積み擁壁工の施工については、「第1編 第3章 3-5-5 石積（張）工」の規定によるものとする。

4-5-6 山留擁壁基礎工

山留擁壁基礎工の施工については、「第1編 第3章 3-4-3 法留基礎工」の規定によるものとする。

第2編 河川編 第5章 河川維持**第1節 適 用**

1. 本章は、河川工事における巡視・巡回工、除草工、堤防養生工、構造物補修工、管理用通路補修工、清掃工、植栽維持工、応急処理工、撤去物処理工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
2. 仮設工は、「第1編 第3章 仮設工」の規定によるものとする。
3. 本章に特に定めのない事項については、「第1編 共通編」の規定によるものとする。
4. 受注者は、河川工事においては、観測を必要に応じて実施しなければならない。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会 道路維持修繕要綱

第3節 除草工**5-3-1 一般事項**

本節は、除草工として堤防除草工その他これに類する工種について定めるものとする。

5-3-2 堤防除草工

1. 受注者は、兼用道路区間について、肩及びのり先（小段が兼用道路）より1mは草刈りをしないものとする。
2. 受注者は、補助刈り等を含め刈残しがないように草刈りしなければならない。
3. 受注者は、草の刈取り高については、10cm以下として施工しなければならない。
ただし、機械施工において現地盤の不陸及び法肩等で草の刈取り高10cm以下で施工できない場合は、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
4. 受注者は、自走式除草機械を使用して施工する場合は、のり面の地形状況を把握して、堤防に損傷を与えないよう施工しなければならない。
5. 受注者は、除草区域の集草を実施する場合には刈草が残らないように施工しなければならない。

第4節 堤防養生工**5-4-1 一般事項**

本節は、堤防養生工として芝養生工、伐木除根工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-4-2 芝養生工

1. 受注者は、伐根した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。
2. 受注者は、使用する肥料の種類、散布量及び配合は設計図書によらなければならない。また、肥料については、施工前に監督員に確認を得なければならない。なお、設計図書に示す材料、使用量及び配合等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

5-4-3 伐木除根工

1. 受注者は、伐木及び除根した木等をすべて適正に処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した場合はこの限りではない。
2. 受注者は、河川管理施設を傷めないように施工しなければならない。また、除根後の凹部には、同等の材料で補修しなければならない。

第5節 構造物補修工

5-5-1 一般事項

本節は、構造物補修工としてクラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工その他これに類する工種について定めるものとする。

5-5-2 材 料

1. クラック補修工、ボーリンググラウト工、欠損部補修工に使用するコンクリート及びセメントミルクについては設計図書によるものとする。

5-5-3 クラック補修工

1. 受注者は、クラック補修の施工については、水中施工を行ってはいけない。
2. 受注者は、下地処理及び清掃により不純物の除去を行なった後、クラック補修の施工に着手しなければならない。
3. 受注者は、クラック補修箇所への充填材料は、確実に充填しなければならない。
4. 受注者は、使用材料及び施工方法については、設計図書及び監督員の指示によらなければならない。

5-5-4 ボーリンググラウト工

1. 受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはいけない。
2. 受注者は、グラウト材料等を、確実に充填しなければならない。
3. 受注者は、設計図書に示す仕様のせん孔機械を使用しなければならない。
4. 受注者は、設計図書に示す順序でせん孔しなければならない。
5. 受注者は、監督員が行うせん孔長の確認後でなければ、せん孔機械を移動してはならない。
6. 受注者は、設計図書に示す所定の深度までせん孔した後には、圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄しなければならない。
7. 受注者は、設計図書に示す仕様の注入機械を使用しなければならない。
8. 受注者は、グラウチング用配管の配管方式について、設計図書によらなければならない。
9. 受注者は、設計図書に示す方法により、セメントミルクを製造し、輸送しなければならない。
10. 受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、監督員の承諾を得た計量方法によらなければならない。
なお、計量装置は設計図書に従い定期的に検査しなければならない。
11. 受注者は、製造されたセメントミルクの濃度を設計図書に従い管理しなければならない。
12. 受注者は、注入の開始及び完了にあたっては、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
13. 受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。
14. 受注者は、注入中、堤体等にミルクの漏えいを認めたときには糸鉛、綿鉛、モルタルによりコーキングを行わなければならない。
15. 受注者は、監督員から指示された場合には、追加グラウチングを行わなければならない。なお、追加孔の位置、方向、深度等は、監督員の指示によらなければならない。

5-5-5 欠損部補修工

1. 受注者は、補修方法について、設計図書に示す以外の施工方法による場合は、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
2. 受注者は、施工前に欠損箇所の有害物の除去を行わなければならない。

第6節 清掃工

5-6-1 一般事項

本節は、清掃工として塵芥処理工、水面清掃工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-6-2 材 料

塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によるものとする。

5-6-3 塵芥処理工

受注者は、塵芥処理工の施工について、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、監督員と設計図書に関して協議しなければならない。

5-6-4 水面清掃工

受注者は、水面清掃工の施工について、設計図書に示す以外の施工方法による場合には、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

第7節 植栽維持工**5-7-1 一般事項**

本節は、植栽維持工として樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5-7-2 材 料

1. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料及び薬剤については、施工前に監督員に品質証明書等の確認を得なければならない。なお、薬剤については農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づくものでなければならない。
2. 樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるよう移植又は、根廻しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害の無い栽培品とする。
3. 受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、現場搬入時に監督員の確認を受けなければならない。
4. 樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類等の特種樹にあつて「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高とする。幹周は、樹木の幹の周長とし、根鉢の上端より1.2m上りの位置を測定するものとし、この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定するものとする。また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。なお、株立樹木の幹が、指定本数以上あった場合、各々の幹周の太い順に順次指定数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。
5. 樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によるものとする。
6. 樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によるものとする。
7. 樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書によるものとする。

5-7-3 樹木・芝生管理工

1. 樹木・芝生管理工のうち、芝生類の施工については、「第1編 第3章 3-3-7 植生工」の規定によるものとする。
2. 受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所にあった剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。
3. 受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督員の指示を受けなければならない。
4. 受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取りの施工にあたり、路面への枝、草等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草等を交通に支障のないように処理しなければならない。
5. 受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
6. 受注者は、植樹施工にあたり、樹木類の鉢に応じて植穴を掘り、瓦礫などの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。
7. 受注者は、客土、肥料、土壌改良材は、設計図書に示す使用量を根の回りに均一に施工しなければならない。
8. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

9. 受注者は、植付けについて、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置及び関係機関への連絡を行うとともに監督員に報告し、指示により修復しなければならない。
10. 受注者は、水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等につくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
11. 受注者は、補植の埋戻し完了後、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
12. 受注者は、補植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
13. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きしゅろなわを用いて動かぬよう結束するものとする。
14. 受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。
15. 受注者は、樹木・芝生管理工の施工完了後は、監督員に報告しなければならない。
16. 受注者は、管理用道路及び兼用道路等の一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。
17. 受注者は、抜根した草等をすべて処理しなければならない。ただし、設計図書及び監督員の指示した区域はこの限りではない。
18. 受注者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は監督員と設計図書に関して協議しなければならない。
19. 受注者は、施肥、灌水、薬剤散布の施工に支障となる、堆積土砂及びゴミ等を撤去した後、施工しなければならない。
20. 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督員の指示を受けなければならない。
21. 受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督員の指示を受けなければならない。
22. 受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は、葉の裏や枝の陰等を含め、むらの無いうように散布しなければならない。
23. 受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行われなければならない。